

# 令和5年 赤平市交通安全運動推進計画

運動の目的	市民の交通安全意識を高め、交通事故を防止する。				
年間スローガン	ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な赤平市～				
特別対策	「交通死亡事故多発警報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発表時に地域住民等へ緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。				
期別運動	運動名	春の全国交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実施期間	5月11日(木)～5月20日(土)	7月13日(木)～7月22日(土)	9月21日(木)～9月30日(土)	11月13日(月)～11月22日(水)
	セーフティコール	5月11日(木)	7月13日(木)	9月21日(木)	
	期別運動の視点	○ 外出の機会が増える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	○ 観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	○ 夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	○ 凍結路面でのスリップ事故防止等を図るための活動等を推進する。
交通安全運動の重点	子供と高齢者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者の優先意識と保護意識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 街頭における交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教室等を推進する。</li> <li>○ 登下校時の安全確保のための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。</li> <li>○ あらゆる機会に高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 高齢者が個々の身体機能を自覚した安全な交通行動となる交通安全教育や高齢者宅への訪問活動等による交通安全指導を推進する。</li> </ul>			
	飲酒運転根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 悪質な犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 飲酒運転は交通事故に直結する重大な違法行為であることを周知するための広報啓発活動と飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及活動を推進する。</li> <li>○ 飲酒運転に関する情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。</li> </ul>			
	スピードダウン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速度の出し過ぎによる危険性を周知する広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 思いやり・ゆすり合いの心を持った運動意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。</li> </ul>			
	シートベルトの全席着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後部座席を含めた全席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、着用率向上に向けた取組を推進する。</li> <li>○ 事故事例に基づくシートベルトの着用効果についての広報啓発活動を推進する。</li> </ul>			
	居眠り運転防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 交通安全講習、研修会等において居眠り運転防止に向けた交通安全教育を推進する。</li> </ul>			
	自転車安全利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車は「車両」であるということの周知を図るための広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進する。</li> </ul>			
	安全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夕暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知し、反射材用品等の着用促進を図る広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 昼間の点灯を呼びかけるデイ・ライト運動や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知する広報啓発活動を推進する。</li> </ul>			
交通安全の日	市民交通安全の日	毎月1日	関係機関に運動啓発協力要請  それぞれの趣旨に基づいて実施する運動であり、主に交通安全関係団体及び警察署等と連携して取組む	その他の交通安全運動	
	道民交通安全の日	毎月15日		旗の波街頭啓発	関係機関・団体等による旗の波街頭啓発。
	交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日		飲酒運転撲滅啓発活動	飲酒関連業界及び警察等と連携した啓発活動。
	無事故の日	6月25日		交通安全指導	幼稚園・学校・町内会・老人クラブ等からの依頼により警察や関係団体等と連携し実施。
	新入学(園)期の交通安全期間	4月6日(木)～ 4月14日(金)		新入学児への交通安全啓発	入学時直前の新入学児に対して交通安全の意識高揚を図る。
	飲酒運転根絶の日	7月13日			
	自転車安全日	毎月第1・第3金曜日			

※ 春・秋の交通安全運動は、全国交通安全運動推進要綱の運動重点に準じ、必要に応じ赤平市独自の項目を定める。また、夏・冬は、赤平市の地域特性・交通事故の発生状況等を勘案する。